

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	特別養護老人ホーム入所申込者情報の東京都への外部提供等について
--------	---------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

- ◇第5条第2項第6号（本人外収集）
- ◇第12条第2項第4号（外部提供）

（担当部課：福祉部介護保険課）

事業の概要

事業名	特別養護老人ホーム入所申込者調査事務
担当課	介護保険課
目的	厚生労働省が実施する特別養護老人ホーム入所申込者に関する調査において、東京都と当該入所申込者情報の授受を行う。
対象者	<ol style="list-style-type: none"> 1 区内特別養護老人ホームに入所申込みした区民以外の者（外部提供） 2 都内他区市町村の特別養護老人ホームに入所申込みをした区民（本人外収集）
事業内容	<p>【現状】</p> <p>区では、区内特別養護老人ホーム（8か所）及び新宿区が建設費を助成した区外特別養護老人ホーム（23か所）への入所について、新宿区介護老人福祉施設の入所に関する指針に基づき、より必要度の高い高齢者から優先的に入所できるよう調整している。</p> <p>入所調整は、次の手順で行っている。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 入所希望者から入所申込み書を受理 ② 入所申込み書に記載されている情報を福祉情報システムに入力 ③ 福祉情報システム情報に基づき、年4回の基準日ごとに優先順位名簿を作成 ④ 各施設へ優先順位名簿を送付した後、各入所申込者へ優先順位通知を送付 <p>【調査の実施】</p> <p>今回、厚生労働省が介護保険事業計画（国）に反映させることを目的とした特別養護老人ホーム入所申込み等に関する調査を実施することにあたり、その調査の一環として、東京都に入所申込者数等について回答依頼があった。そのため、東京都が厚生労働省に回答すべき数値を算出するため、東京都より各市区町村あてに次の手順で調査を行う旨の依頼があった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成28年7月頃 各市区町村は、自市区町村内の特別養護老人ホームへ入所申込みをしている他市区町村の被保険者の情報リストを東京都へ提出（外部提供） 2 平成28年8月頃 東京都は、上記1番で収集した情報を、区市町村別に分類し、各市区町村へ提供（本人外収集） 3 平成28年9月頃 各市区町村は、自市区町村内の特別養護老人ホームに入所申込みをしている自市区町村の被保険者の情報と上記2番で提供を受けた情報を結合し、『名寄せ』（※）を行い、正確な数値を東京都へ報告（個人情報なし） <p>※…『名寄せ』は、ダブルカウントによる誤算を防ぐために行うものである。</p> <p>以上の調査実施に基づき、福祉情報システム内の入所申込者情報を東京都に提供するとともに、東京都より他市区町村の情報提供を受けることとする。</p>

件名 特別養護老人ホーム入所申込者情報の東京都への外部提供について

保有課(担当課)	介護保険課
登録業務の名称	特別養護老人ホーム入所申込者調査事務
登録業務の目的	『特別養護老人ホーム入所申込み等に関する調査』(厚生労働省実施)において、新宿区内の特別養護老人ホームに入所申込みをしている他区市町村の被保険者情報リストを東京都に提供する。
外部提供の相手方	東京都
外部提供を行う理由	東京都が、『特別養護老人ホーム入所申込み等に関する調査』(厚生労働省実施)において回答数値を正確に算出するため、新宿区内の特別養護老人ホームに入所申込みをしている他区市町村の被保険者情報リストを東京都に提供する必要がある。
外部提供を行う情報項目	<p>【区内特別養護老人ホームに入所申込みをした区民以外の者に係る次に掲げる情報項目】</p> <p>氏名、住所、保険者番号、被保険者番号、 生年月日(被保険者番号が不明な場合のみ)、要介護度、居住場所、入所優先度、申込み時期、所得段階、死亡確認、既入所しているか否かの情報</p>
外部提供を行う際に使用する記録媒体	電磁的媒体(CD-RW)
外部提供に当たっての区としての情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 記録媒体には、パスワードを設定する。 2 記録媒体を東京都に郵送する際には、書留により行う。 3 記録媒体の郵送の際、あて先のご処理を防止するため、郵送処理前に「あて先」及び「郵送内容」の確認を複数人で行う。
外部提供の相手方としての情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 東京都は、区から提供された記録媒体にパスワードを付けて管理する。 2 東京都個人情報保護条例に基づき、適正に利用する。
外部提供の時期	平成28年7月1日から(各期介護保険事業計画策定時)
緊急時の外部提供における本人通知の状況	*****

件名 東京都からの特別養護老人ホーム入所申込者情報の収集について

保有課(担当課)	介護保険課
登録された(登録する予定の)個人情報業務の名称	特別養護老人ホーム入所申込者調査事務
収集する個人情報項目(だれの、どのような項目か)	<p>1 収集の対象者の範囲</p> <p>都内の他区市町村の特別養護老人ホームに入所申込みをした区民</p> <p>2 収集する項目</p> <p>氏名、住所、保険者番号、被保険者番号、 生年月日(被保険者番号が不明な場合のみ)、要介護度、居住場所、 入所優先度、申込み時期</p> <p>※・ただし、氏名、住所、保険者番号、被保険者番号、生年月日、要介護度については、保険者である新宿区でも把握している情報であるが、上記「収集する項目」が一括して東京都から提供されることになる。</p>
収集した個人情報項目の記録媒体	電磁的媒体(CD-RW)
収集の相手方(どこから収集するのか)	東京都
収集の目的	『特別養護老人ホーム入所申込み等に関する調査』(厚生労働省実施)において、新宿区が、区内の特別養護老人ホームに入所申込みをしている自区被保険者の情報と本件「本人外収集」により得た情報を結合し、『名寄せ』を行い、正確な数値(個人情報なし)を東京都へ報告する。
本人からの直接収集しない理由等	「新宿区民が他区市町村の特別養護老人ホームに入所しているか否か」の情報は、当区では把握できない情報である。そのため、当該対象者から直接収集することができない。
収集開始時期及び期間	平成28年8月8日から(各期介護保険事業計画策定時)
備考	*****